

次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）に対してパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方（案）

資料6

対応区分

① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
② 反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
③ 参考にする	最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
④ 反映または参考にさせていただくことが難しい	県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの。
⑤ その他	①～④に該当しないもの

番号	該当箇所（案ページ）		次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
1	—	全般	現在、普通科は隣接していない学区への受験は認められていないが、駅に近く通学に便利な学校は、遠方からの通学も可能と考えられる。普通科についても、生徒の選択肢を広げるために隣接していない学区の高校も受験できるようにしてはどうか。	1	③	現在、全日制の普通科および理数科(松阪高等学校理数科を除く)以外の学科、定時制および通信制の課程、スポーツ特別枠選抜を実施する高等学校などについては、学区にかかわらずいずれの高等学校にも入学を志願することができます。一方、普通科については各学区に複数設置されており、隣接する学区も含めると数多くの高等学校から選択することができることから、現在の制度としています。今後も各地域の高等学校で特色ある教育活動を進め、中学生から選ばれる魅力ある高等学校になるよう努めていきます。
2	—	全般	県内大学には設置されていない学部があることもあり、高校卒業者の多くが県外の高等教育機関へ進学している状況の中、今後も県内大学および大学関連施設や行政とも連携した取組を進め、生徒にとって県内大学の学びがより魅力的でニーズに対応したものとなるよう抜本的な改革を総合的に検討していくことが大切ではないか。	1	③	現在、県教育委員会は県内大学と協定を結び、本県の教育と大学における教育・研究の充実、発展につながるよう、大学における教員養成の充実や相互の教育活動への支援など、教育に関する連携協力を行っています。 また、本計画においても「高等教育機関等と連携した教育の推進(P9)」として、県内大学及び大学関連施設と連携した取組を推進することとしています。
3	—	全般	学校はそれぞれが特色ある取組を推進しながら情報発信に努めているものの、中学生は卒業後の学びについて、学ぶ目的や入学後の自分の姿を描けないまま高校の進路選択をしているように感じる。 計画にあるように、中高大がしっかりと連携し、身近なSNS等も活用しながら情報を発信することで、生徒が多くの情報を得て自身の将来を意識しながら主体的に進路選択できるよう進めてほしい。	3	②	生徒の進路選択において、進学後の学びと自己の将来とのつながりを見通すためにも各学校の情報を得ることは重要です。本計画では、中学生や保護者、中学校教職員をはじめ広く県民のみなさまに向けて、各高等学校が特色・魅力ある教育について情報発信していくことについて記述しています(P16)。
4	—	全般	これからの子どもたちにとって魅力ある県立高校のあり方やさらなる活性化について検討し、実現していく必要があるとしているが、子どもたちが魅力に感じているかについては志願者の数や倍率のみでの評価となるのか。	1	③	志願者数や倍率のみが子どもたちが学校に魅力を感じているかを表す指標であるとは考えていませんが、生徒や保護者のニーズを一定反映しているものであると認識しています。以上のことから、現計画における1学年3学級以下の小規模校の活性化取組においても、入学者の状況だけでなく、生徒の進路実現や、活性化の取組の状況について総括的に検証しました。また、これからの高等学校では、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要であると考えており、地域活性化協議会等の場において地域における高等学校のあり方等についての協議を丁寧に行いながら、子どもたちの視点に立った魅力ある学校づくりを進めていきます。
5	—	全般	教育的ニーズが多様化する中、学びなおし、支援が必要な生徒等が多く志願する学校は定員を満たせない傾向にあるが、今後、少子化を理由にこうした学校の入学定員を減じることはないのか。	1	③	県立高等学校の募集定員については、各地域における全日制高等学校入学見込みの増減、中学生の進路状況、学科の配置や各高等学校への入学状況等を勘案しながら、県立高等学校活性化計画をふまえて総合的に判断し策定しています。今後も、教育機会の均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら募集定員を策定していきます。

番号	該当箇所（案ページ）		次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
6	－	全般	県立高校と私立高校の入学定員の割合も見直していくべきではないか。私立高校は経営の問題があるとはいえ、募集定員を相対的に減じていく必要があるのではないか。	2	③	県立高等学校と私立高等学校の募集定員は、毎年度、公私立高等学校協議会において、県全体や各地域における中学校卒業生数の増減、中学生の進路希望状況、高等学校への入学状況等を勘案しながら策定しています。今後も、公私双方の高等学校により子どもたちの選択肢の維持・充実が図られるよう、引き続き、公私が協調して協議を行って募集定員を策定してまいります。
7	－	全般	県立高等学校活性化計画の期間は5年間となっているが、コロナ禍の中でICTを使った教育が急速に広がったように今後の5年間でも教育を取り巻く環境が大きく変化する可能性があることから、毎年度取組の方向性を見直すことが必要ではないか。	1	②	全ての県立高等学校は、生徒の実態や学校の状況に応じて本計画の取組を反映して学校運営方針を策定、公表し、学校関係者評価をふまえて毎年度改善を加えることとしています。
8	－	全般	2030年の社会に向け、「多様な個人と社会全体のWell-being実現」が、これからの教育の使命・責務であると考えている。その実現に向け、教育再生実行会議（第12次提言）、OECD（経済協力開発機構）の「学びの羅針盤」等で触れられている「個人と社会のWell-beingの実現」のために必要となる「Agency（当事者意識）」の獲得・発揮は重要となるが、このことについてどのように考えているのか。	1	②	「Well-being」や「Agency」といった考え方については、「4(1)③探究活動の推進」における「他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力」(P9)や、「4(2)②社会の一員としての自覚と責任の育成」における「自らに関わる課題として主体的に捉え、その解決に向け考え、行動する力」(P11)として反映しています。
9	－	全般	授業において地元企業からの協力を得られれば、生徒の地域での安定した就職につながる魅力的な学びとなるのではないか。	1	③	これまで、各教科・科目や「総合的な探究の時間」、「産業社会と人間」、「課題研究」などにおいて、地域や地元企業の方々からのさまざまな協力を得ており、生徒にとって魅力的な学びにつながっています。今後も、学校における学びの魅力がより高められるよう、地域や地元企業の方々からのご支援も得ながら取り組んでいきます。
10	－	全般	全体として県立高校の活性化に向けた重要な点が記入されているが、その取組は多岐にわたるためわかりづらく感じる。	1	③	本計画は、今後5年間の県立高等学校の活性化に向けた基本的な考え方や取組について記述したものです。基本的な考え方を5つに整理したうえで、基本的な考え方にもとづく取組をより分かりやすく整理しています。
11	－	全般	現行の活性化計画のもとでこれまで実施してきた小規模校の活性化の取組や具体的な学び、小規模校が所在する地域の状況がわかりにくいのではないか。	1	②	小規模校の活性化取組の成果や課題については、三重県教育改革推進会議や学校別活性化協議会、各地域の活性化協議会等の会議において、「活性化の取組」、「生徒の進路実現の状況」、「入学者の状況」の3つの観点から検証を行い、そこでの議論をふまえながら本計画の策定につなげてきました。その結果は参考資料6「小規模校における活性化の取組と総括的な検証」として巻末に掲載しています。 なお、県議会教育警察常任委員会ではより詳細な検証結果を報告しています。 (参考URL: <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000982767.pdf">https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000982767.pdf</a> のP10～18)
12	－	全般	計画は大きな方針を示したものであるように感じるが、別途、具体的な実施計画が必要ではないか。	1	②	本計画は、今後5年間の県立高等学校の活性化に向けた基本的な考え方と取組について記述しており、各学校は、地域の状況や学校の特色、生徒の実態などに応じて具体的な取組を進めることとしています。
13	－	全般	自然は、人間の価値観や行動に大きく影響するので、教育の中で取り上げる必要がある。計画において、自然との向き合い方は、災害や産業だけとしているように感じるがどうか。	1	②	本計画においては、「4(1) 自律した学習者を育てる学びの推進」における「高等教育機関等と連携した教育の推進」(P9)、「地域に根ざした教育の推進」(P9)や、「4(2) これからの社会の担い手となる力の育成」における「社会の一員としての自覚と責任感の育成」(P11)での持続可能な開発目標、自然環境や資源の有限性などの課題をテーマとした探究活動など、災害や産業に限らず自然と向き合う学びに取り組んでいきます。

番号	該当箇所（案ページ）			次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
14	—	全般		生徒が高校で将来のキャリアデザインや日常社会、地元について学ぶだけでなく、高校卒業後も市民・地域人・職業人として学び続ける「生涯学習」の視点が必要ではないか。	1	②	高等学校卒業後も学び続ける姿勢・態度を育成することは大切であり、「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」においても、生徒一人ひとりが、「変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとらえて、持続可能な社会の創り手」(P6)となることを目指す教育を進めるため、「自律した学習者を育てる学びの推進」を第一に掲げ、生涯教育の土台となる基礎基本の知識技能の習得や周りとの協働して挑戦していく意欲の向上にも言及しています。
15	—	全般		県立高校、特に小規模校において、学校図書館をはじめとした施設設備を、社会教育の拠点、社会人教育や企業研修の場として位置づけていくことを盛り込んでどうか。	2	②	県立高等学校の施設設備は、各学校が、生徒の利用や安全管理等を優先しながら、状況に応じて体育館等の屋内運動施設に加え、一部では学校図書館も地域の方々へ開放しています。本計画においても「地域に根ざした教育の推進」(P9)など地域と連携した取組について記述しています。今後も、地域の方々を対象としたパソコン教室で高校生が教えたり、地域の保育園等で高校生が園児に関わったりするなど、高校生が地域と関わる教育活動を進めていきます。
16	—	全般		県立高校が中心となって担うものではないが、地域や市町から高校の活性化についてのアイデアや要望を聞く中で、地域の教育への関わりについても考えてほしい。	1	②	地域の教育は、学校だけでなくさまざまな機関の連携のもと推進されています。高等学校についても小中学校との連携など一定の役割を担いながらも、一方では、地域の教育力に支えられているところもあり、今後も大切にしていきたいと考えています。本計画においても、地域の企業でのインターンシップや、地域と協働し地域課題を解決する学習、地域と連携した防災教育、地域の小中学生との学習活動などの「地域に根ざした教育の推進」(P9)について記述しています。
17	—	全般		成年年齢が18歳に引き下げられる中、社会の形成者として、法的な知識や社会生活のスキルを身につけさせるなど自立した大人としての自覚を促す視点を加えてどうか。	1	②	選挙権年齢や成年年齢の引き下げにあたって、各学校では公民科や総合的な探究の時間、特別活動等の教育活動全体の中で、生徒の実態等をふまえた主権者教育を実施しています。また、新しい高等学校学習指導要領においても、公民科の新科目「公共」の中で、現実の具体的な社会的事象等を題材としながら、民主政治の意義について学習することとしています。こうしたことをふまえ、「4(2)これからの社会の担い手となる力の育成」において、社会の一員としての自覚と責任感の育成に関わる取組を記述しています。
18	—	全般		計画の各取組が有効な手段になり得るのか計るために、各校の取組および課題・成果について統一した指標を用いた定量的な検証を行うとともに、毎年度結果を公開し、地域の方々との共有が必要ではないかと考える。少なくとも、小規模校に関しては、各校の活性化の取組の成果は入学者の状況等のデータを基に考察することが可能であると考えられるがどうか。	1	②	これまでですべての県立学校は、目指す学校像の実現に向けて、定量的な指標を設定して行動計画を立て、実践し、その結果について地域の方々などで構成する学校関係者評価委員会からの評価を得て次年度の改善につなげ、各校のホームページにて公開しているところです。本計画における取組についても、各学校において引き続きこうした取組を活用しながら、より分かりやすく進捗管理をしていきます。小規模校の活性化取組の成果に関しては、現計画で入学者の状況だけでなく、生徒の進路実現の状況、活性化の取組などの統一の指標を用いて総括的な検証を行いました。県議会教育警察常任委員会で詳細な検証結果を報告しています。 (参考URL: <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000982767.pdf">https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000982767.pdf</a> のP10～18)
19	1(1)	これまでの経緯	P1	教職員が生徒への差別的な発言をすることは決して許されるものではない。こうしたことを行った教職員に適切な処分が出来ない三重県教育委員会に一体何が出来るのか。	1	③	生徒を指導すべき教職員が差別的な発言をすることは決して許されるものではありません。そうした事実があった場合は、事実確認を行い厳粛に対処してまいります。今後も、学校において偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷がないよう徹底してまいります。

番号	該当箇所 (案ページ)			次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
20	1(1)	これまでの経緯	P1	いじめ被害者から生きる希望を奪い学べない状況へと追いやった加害者の言い分を重視し、告訴までされている三重県教育委員会を信頼することはできない。	1	③	いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険性を生じさせるおそれもある決して許すことのできないものです。 いじめの疑いがある事案については、担任または一部の教員が抱え込むことなく法の定義に従って、学校組織としてしっかりと対応していきます。また、いじめの訴えがなくても、日常の子どもの言葉のやりとりや態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を教員が持ち、被害性に着目したいじめの積極的な認知、早期の対応に努めていきます。
21	1(1)	これまでの経緯	P1	計画案には「地域から信頼される存在」をめざすとあるが、三重県教育委員会の職員が記者会見で着用していた服装は論外で地域からの信頼を損なうと考えられる。	1	⑤	職員のみだしなみについては、社会常識を逸脱せず、節度のある服装を心がけるべきであり、これまでも注意喚起しているところです。改めて県民のみなさまに不快感を与えることがない服装を心がけるよう、全職員に周知徹底を図っていきます。
22	1(1)	これまでの経緯	P1	企業等さまざまな主体と連携した活性化の取組について新規参入を拒むことにより連携しているのは一部の企業のみという状態にはなっていないのか。	1	④	高等学校の活性化を進めるにあたり、地域の方々や企業等と連携して取り組んでいくことは大切であり、これまでも、各校それぞれが地域での状況に応じて取組を進めてきたところです。本計画においても地域の方々や企業等との連携に関する取組を位置づけたところであり、今後も生徒の学びのニーズに応じて地域の企業の協力を得ながら連携した取組を進めていきたいと考えています。
23	2(1)	社会の変化	P3	これからの時代を生きていくために求められる力が変化していることから、高校の学びのあり方を検討する必要があると考えている。このことから、中学校卒業者が減少するので学びのあり方を検討するのではなく、これからの時代を生きていくために求められる力が変化しているから「学びのあり方」を検討するのであるのだと思う。	1	②	少子・高齢化のさらなる進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人々の価値観も大きく変化することが見込まれる中で、こうした時代を生きていく子どもたちにとっては、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をおして、持続可能な社会の創り手となっていくことが求められているとして、「学びのあり方」を検討することとしています。
24	2(3)	教育的ニーズの多様化	P4	現在の教育的なニーズについては、多様化だけでなく複雑化、深刻化していると考えられるがこういった表現を「2 高校教育を取り巻く状況」の「(3)教育的ニーズの多様化」に加えてはどうか。	1	②	特別な支援を必要とする生徒、不登校の状況にある生徒、経済的理由から修学が困難な生徒などの子どもたちは、それぞれが多様化、複雑化した背景を持ち、中には深刻な状況に置かれている場合もあると考えられます。本計画においては、こうした状況を包括して「教育的ニーズの多様化」と表現しています。
25	3(2)	これからの社会の担い手となる力の育成	P6	「3 県立高等学校の基本的な考え方」の「(2)これからの社会の担い手となる力の育成」について、人権教育で育まれる、人権に関する問題の解決に向けて行動できる力の育成などを文言に加える必要があるのではないかと。	2	①	人権教育において育成する力については、基本的な考え方の「(2)これからの社会の担い手となる力の育成」(P6)における「自他の生命を尊重する心」や「他者とともによりよく生きようとする態度」において示されていますが、ご意見をふまえて、「自他の生命を尊重する心や思いやりの心、規範意識などを身につけ、他者とともによりよく生きようとする態度を育むとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現に向けて行動する力を育成する」とします。
26	3(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P6	特別な支援を必要とする生徒や日本語指導を必要とする生徒など多様な背景を持つ生徒が増えている中、こうした生徒へのきめ細かい教育を実現するためには、少人数教育が必要であり、40人以下の学級へ変更すべきではないかと。	6	③	少人数教育については、定められた教職員定数により、一律に学級編成を40人以下にすることは難しいですが、多様な講座編成のための非常勤講師や、必要な支援を行うための非常勤職員を配置する等、きめ細かな教育の実現に努めていきます。

番号	該当箇所 (案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
27	3(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P6 特別支援学校では、教室不足や教員不足などの課題があり、具体的な対応が急務ではないか。	1	③	ご意見は特別支援学校に関するものと思われます。特別支援学校の活性化につきましては「三重県特別支援教育推進基本計画(令和2年3月)」で示しています。ご意見にありますように、一部の特別支援学校においては、在籍者数の増加による施設の狭隘化、老朽化など引き続き取り組むべき個別の課題があります。在籍者数や障がい種別、保護者や地域からの要望等をふまえ、課題解決に向け引き続き整備を進めていきます。
28	3(4)	人口減少に対応した学びの推進	P7 現在の法令の枠組みでは生徒数の減少による高校の小規模化に伴って教職員の人数も減少していくが、県立高校を活性化していくためには、それを実践する教職員数の確保が重要となるのではないかと。	1	③	これまで、学校の規模や地域における役割に応じ、学校の活性化に取り組んできたところです。学校における教職員数は生徒数により決定されるため、生徒数が減少する学校にあっては、それぞれの規模に応じた教育を推進していく必要があります。県全体で生徒数が減少する中、本計画においてはこのことに加え、地域や近隣の学校との連携による協働の学びの機会の確保や、ICTの活用による学校をつないだ学習活動の機会の確保などにより、人口減少に対応した新しい学びを推進することとしています。
29	3(5)	子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善	P7 「学校内外の人材を活用して」とあるが、現実には高等教育機関や大規模企業との関係を重視している状況であると感じている。このことは三重県の事なかれ主義によるものと考えられ、とても「学校内外の人材を活用して」といえるとは言い難い。	1	④	子どもたちを取り巻く状況が多様化・複雑化する中で、これからの時代に必要な力を養うためには、学校内外のさまざまな人材の協力を得て教育活動を進めていくことが不可欠です。これまで、各校それぞれが地域の状況に応じて取組を進めてきており、今後も教育活動の充実を図っていきます。
30	4(1)	自律した学習者を育てる学びの推進	P8 「個別最適化された学び」は、計画期間の5年間でより進めていくことが求められると考えており、「個別最適化された学び」という文言を明記するほうがよいのではないかと。	1	②	個別最適化された学びについては、「ICTの活用による学びの推進」(P10)での、一人一台端末を効果的に活用した自学自習や反転授業等での学習のほか「(3)誰一人取り残さない教育の推進」における「不登校の状況にある生徒等への支援」(P12)および「学びに向かう力を育む教育の推進」(P14)でのICTを活用した学習などにおいて、その内容や考え方をより分かりやすく記述しています。
31	4(1) ③	探究活動の推進	P9 学校図書館には読書活動の推進、探究活動の支援のほかに、学力の定着、キャリア教育、個々の生徒への学習ニーズへの対応、情報リテラシー教育等のさまざまな役割が期待されている。このことを全体としてわかりやすく表現した方がいいのではないかと。	3	②	学校図書館は、生徒の読書活動等の場である「読書センター」としての機能と、生徒の学習活動を支援したり授業内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、生徒や教員の情報ニーズに対応したり生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、さまざまな役割を有しています。どの機能も大切である中、本計画では、生徒一人ひとりの学びに応じて行う適切な資料の提供などの「生徒の自発的・主体的な探究活動を支援する」ことをより充実していく方向性を「探究活動の推進」の中に記述しています。
32	4(1) ③	探究活動の推進	P9 「探究活動」について、「深く考察し行動する」ことによって生徒がどのように成長するのか、わかりやすく記述してはどうか。	1	②	「探究活動」については、同項目の中で、「他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力やチャレンジ精神、創造性、探究心を育む」等と成長する姿を記述しています。
33	4(1) ④	高等教育機関等と連携した教育の推進	P9 「高等学校と大学が連携する機会に中学生が参加する取組を推進する」とあるが、各校で取組に差がないよう配慮が必要である。特に人口減少や少子化がより進んでいる地域においては、オンラインを活用することで専門的な学習ができるよう取り組む必要がある。	1	②	近年、教育分野でのオンラインなどのICTを活用した学びが進んでおり、特に人口減少地域において、これまで不可能だった学びの機会が拡充する可能性があることから、本計画でも「(4)人口減少に対応した学びの推進」として記述しています。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方	
34	4(1) ④⑤	高等教育機関等と連携した教育の推進など	P9	子どもたちが、将来を見通して早い段階から専門的な分野にふれたり参加したりする機会や、地域の産業等にふれる機会をつくることを大事にしてほしい。その際には、オンラインも活用しながら、学校や地域によって異なる実情に対応する必要があるのではないかと。	1	②	新しい高等学校学習指導要領の基本的な理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するために、大学等高等教育機関や地域の企業と連携した教育活動がより大切になります。高等学校においても、生徒が自己の進路を決めるにあたり、将来とのつながりを見通して学び進路を決定する力を養うためにキャリア教育を推進しています。また、引き続き、地域の実情に応じたオンラインを活用した効果的な学習も進めていきます。
35	4(1) ⑤	地域に根ざした教育の推進	P9	「地域に根ざした教育」よりも、現行計画にある「地域で学び地域を活かす教育」という表記の方がわかりやすいのではないかと。	3	②	現行の「県立高等学校活性化計画」では、中項目として「(4)地域で学び地域を活かす教育の推進」を設けており、その中で地域や大学、産業界との連携、地域に根ざした防災教育の推進について記述しています。新計画では、これらの項目のうち一部は「高等教育機関等と連携した教育の推進」等、他の項目に位置付けたことから、地域に特に関連する取組を「地域に根ざした教育の推進」としてまとめています。
36	4(1) ⑤	地域に根ざした教育の推進	P9	地域課題解決型キャリア教育モデルの運用について、生徒が地域や企業に関わる際、教職員は、学びの内容よりも、「失礼のないように」などルールやマナーを守ることの指導に傾倒し過ぎではないかと。	1	③	地域課題解決型キャリア教育では、生徒が地域の課題や特色ある産業を題材に地域住民や職業人と関わりながら課題解決に取り組むことを通じ、主体的に考え行動できる力を育むために、地元企業の協力を得ながら探究的な活動を行っています。こうした学びを進めるうえで、生徒が実社会の中でルールやマナーを身につけることも大切であると考え指導しているところです。
37	4(1) ⑥	ICTの活用による学びの推進	P10	ICTの活用による学びを推進するにあたっては、必要となる学校の環境整備に係る物的・人的措置についても記述を加えるべきではないかと。	4	②	ICT環境の整備については、無線LAN環境や電子黒板付きプロジェクターとともに一人一台端末の整備を進めてきました。令和4年度入学生からはBYODを基本とすることもあり、本項目において基本的な取組項目を記述しています。また、それらの学びを支える教職員の資質向上についても外部人材を使ったICTを効果的に活用した研修環境の整備として記述しています。
38	4(1) ⑥	ICTの活用による学びの推進	P10	「反転授業等」は、すべての高校生を対象にするのではなく、学校現場や生徒の実情に応じて実施するものではないかと。	2	②	各校においては、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして授業を実施しています。反転授業についても学校が地域や生徒の実態に応じて実施するものです。
39	4(1) ⑥	ICTの活用による学びの推進	P10	「…新たな教育機会を創出できるよう、遠隔授業を推進する」とあるが、遠隔授業は授業の一つのあり方であるため、目的である「新たな教育機会を創出する」を結語としてはどうか。	1	②	自校に開設されていない学科・コースの授業や教科・科目の受講、学校の枠を越えた交流等、特に地域の学校の生徒に新たな教育の機会を創出する具体的な取組として遠隔授業を推進していきたいと考えているため、こうした記述としています。
40	4(2)	これからの社会の担い手となる力の育成	P10	人権教育や道徳教育においても、個人を尊重するとともに価値観の多様性を認める幅広い対応が大切である。生徒が自由と責任について学べるよう、教員は生徒を一人の大人として対応しながら成長を見守る環境をつくる必要がある。	1	②	高等学校において、社会の変化もふまえながら、多様な価値観を尊重した教育活動を行っていく必要があるとともに、教職員が子どもたちの主体的な学びを支援する伴走者となれるよう、資質向上を図っていきます。
41	4(2) ①	よりよく生きようとする態度の育成	P10	「…いじめや暴力行為を許さない心と態度を育む」とあるが、いじめ被害者から告訴されている三重県教育委員会にはそうした態度が欠けており、教職員など大人への取組が必要ではないかと。	1	③	本県においては、いじめは社会全体の問題であるととらえ、子どもに関わる全ての大人がいじめに対する意識を高め、いじめ問題に社会総がかりで取り組んでいます。教職員も研修などを通じて、教育に対する県民のみならずの信頼に応えられるよう更に意識を高めてまいります。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
42	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 これまで学校の校則規定では、多様な価値観を認めない傾向が続いてきたが、これからの時代には一人ひとりの生徒の人権を守ることを大事にした校則にしていく必要がある。	2	③	校則は、学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規則として定められるものであり、その内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などをふまえたものになっているか、絶えず点検し、積極的に見直す必要があると考えています。本計画においても、校内ルールについて自分たちで考え、決定し改善していくという生徒による主体的な自治活動を推進することとしています。本県においては、令和3年4月1日に施行された「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、今年度、制服を定めている県立学校の制服規定から、男女別の規定をなくしました。県教育委員会としましては、県立学校に対して、引き続き校則の点検を行い、時勢に合わない校則等がある場合は積極的に見直すよう指導していきます。
43	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 三重県教育委員会職員の服装を見ると、エシカル消費の概念や観点が著しく欠如しているのではないかと感じてしまう。こうした大人の姿を見る子どもたちにエシカル消費を効果的に教育できるか疑問である。	1	③	これからの時代には、消費生活に関する正しい知識の習得や倫理的消費(エシカル消費)等、持続可能な消費行動の理解の促進は重要と考えています。県教育委員会職員も意識の向上に努めてまいります。
44	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 ライフデザイン教育は出生率向上のために行われるものであると考えるが、性的少数者の人権確保の観点上、学校での教育に細心の注意を払う必要がある。行政は、性的少数者だけでなく、就職氷河期の世代や不妊症などのさまざまな人々の人権に配慮し、意識を高めていく必要がある。	1	②	これらも引き続き人権研修等を通じて、さまざまな人々の人権に配慮する意識を高めるとともに、学校においても生徒が自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、個別的な人権問題や普遍的価値観に対する理解を深め、人権感覚を高める取組を推進していきます。
45	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 SNSへの不適切な投稿など高校生が直面することが予測されるインターネットを使う上でのトラブルに対する予防的な教育が必要であることから、SNS等における情報発信者としての自覚や責任に係る教育について記述する必要があるのではないかと。	2	②	「社会の一員としての自覚と責任感の育成」(P11)の中で、「インターネットを安全に利用するためのルールやマナー等を身につける」として記述しています。
46	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 現行計画に記載のある「労働」「社会保障制度」に関する教育を追記すべきではないかと。また、成年年齢の引き下げに伴い、消費行動にかかわる成年と未成年の負うべき義務や免責事項のちがいについて消費者教育として言及しておくことも必要ではないかと。	2	①	令和4年度から新たに設置される科目「公共」において「労働」や「社会保障制度」について学ぶこととしていますが、より分かりやすくなるよう「令和4年度から公民科の中に新たに設置される科目。法や規範、消費者の権利と責任、雇用と労働問題、社会保障制度の意義、市場経済の機能、経済のグローバル化等について学習する。」と注釈を新たに設けました。消費行動にかかわる成年と未成年の負うべき義務や免責事項のちがいについては、消費者教育の内容にふくめています。
47	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 インターネット上の情報は、現在の高校生世代への影響力が強く信頼性・信憑性の差が大きいと考えるが、印刷物(本・雑誌・ポスター・広告)、テレビ、映画といった従来の媒体からの情報についても幅広く注意を促した方がいいのではないかと。また、安易に他者の考え方との対立や分断を生まないよう「判断」だけでなく「吟味」という言葉も付け加えるべきではないかと。	1	①	インターネット上の情報が中心となるものの他の媒体も含まれることや、身につけたい力をより分かりやすくするため「インターネット上の情報の信頼性や信憑性を判断する力」を「インターネットをはじめとするさまざまな媒体の情報の信頼性や信憑性を吟味し判断する力」と修正しました。
48	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 「デジタル化が進む社会においてICTを活用しながら、社会に関わり参画していくための能力や態度を育む教育」は「デジタル・シティズンシップ教育」を指したものであると思われるため、その用語を表記してはどうか。	1	②	ここでは「デジタル・シティズンシップ教育」として示されている教育内容に関わる取組を記述していますが、現段階ではこの用語の一般化は進んでいないと考え、より分かりやすくなるため具体的な取組内容を記述しています。
49	4(2) ②	社会の一員としての自覚と責任感の育成	P11 令和4年度からの成年年齢の引き下げをうけて、主権者教育を推進するとあるが、全ての学校で公共の授業などに力を入れるのか。無理に記載する必要はないのではないかと。	1	②	新しい高等学校学習指導要領では「公共」が必修科目であることから、全ての学校において学習指導要領にある目標をふまえた取組を進める必要があると考えています。

番号	該当箇所 (案ページ)			次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
50	4(2) ③	グローバル教育の推進	P12	学校の現状からすると、グローバル教育よりも、郷土教育に力を入れるべきであると考えます。各学校と県埋蔵文化財センターや県総合博物館、美術館等がより柔軟に連携できるような仕組みの構築や人材育成を進めるとともに、統合等による県立学校の空き校舎を文化財等の教育普及施設として活用することで、より活きた教材による深い学びの実践につながるのではないかと。	1	③	本計画では、三重県の高校生に「日本や郷土三重のこと(草の根の地域の視点)」と「グローバルなこと(国境を越えた地球規模の視野)」の両方の視点からさまざまな問題をとらえ、価値観の異なる多様な人々と協働していく力を育成することをめざすこととしています。郷土教育に関しては、県の文化施設等を活用しながら学習を進めていくことも効果的と考えられます。現状でも県内文化施設の見学だけでなく、埋蔵文化財センター、総合博物館、美術館からの出前講座など、学校と文化施設が連携し、生徒が本物にふれることができる教育活動により深い学びにつながっているところです。統合等により使用しなくなった校舎等施設の活用については、ご意見もふまえながら、今後検討していきます。
51	4(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P12	不登校の状況にある生徒への支援として、ICTを活用した在宅学習の推進とあるが、不登校の状況にあるすべての生徒が取り組むのか。	3	③	不登校状況にあるすべての生徒にICTを活用した在宅での学習を進めるものではなく、生徒の学習機会の保障や居場所づくりのための支援の一つとして推進していきたいと考えています。
52	4(3)	誰一人取り残さない教育の推進	P14	特別な支援が必要な生徒、不登校の状況にある生徒に加えて、将来の高校統合等に伴って生じる可能性のある高校に通いにくい地域に在住する生徒への支援も加えてほしい。	1	①	「4(3)誰一人取り残さない教育の推進」に、「⑥交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供」として、「それぞれの地域における高等学校全体の学びと配置のあり方についての検討にあたり、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策もあわせて検討する。」を追記します。
53	4(4)	人口減少に対応した学びの推進	P14	人口減少地域における高校では、今後さまざまな教育活動の実施が難しくなると考えられるが、その際に県内他地域の教育に関連する資源を活用するといった視点ははないのか。	1	②	人口減少地域における学びの機会の確保のため、ICTを活用して、学校の枠を越えた協働の学びの機会や、複数の学校をつないだ講座の開講などにより、県内他地域の学びを活用していきます。
54	4(4)	人口減少に対応した学びの推進	P14	人口が減少する時代だからこそ、生徒が主体的に地域社会に参加することが必要ではないか。	1	②	新しい高等学校学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」を基本理念としており、本計画での活性化の取組においても、キャリア教育の推進、地域と協働し地域課題を解決する学習、地域と連携した防災教育、地域の小中学生との学習活動など、より地域に根ざした教育を進めることとしています。
55	4(4) ②	学習活動の機会の確保	P14	ICTを活用した「放課後の講座」「進学課外」等については、単位認定にかかる授業ではなく、大学進学等を目指す生徒の進路実現のための課外授業であると読み取れる。課外授業の持ち時間数が増加することに対する人的な保障や配慮を抜きにして取組を進めることは難しいのではないかと。	3	③	現在、県内の各校では、大学進学希望の生徒の進路実現に向けた課外授業を平日の放課後や長期休業中に実施しています。このような講座の受講機会が少ない学校の生徒が、ICTを活用してすでに他校で実施している課外授業を受講できれば、学ぶ機会が増えるとともに進路希望を同じくする生徒同士が学校の枠を越えて切磋琢磨する機会の提供にもつながると考えています。
56	4(4) ②	学習活動の機会の確保	P14	「看護、保育、福祉等・・・単独での学科やコースの設置が難しい学びについて、ICTを活用し・・・放課後や長期休業中の講座を開設する」とあるが、例示されたこれらの学科での学習は、ICTを活用できる内容もあるものの、実習など対面での学習が大切となるものである。また、部分的にせよICTを活用した学習を導入するのであれば、専門学校や大学などと連携した学びを行うべきではないか。	1	③	看護、保育、福祉等の学習においては、実習などのICTの活用が難しい内容も実施しています。ここでは、少子化が進み専門学科や専門教科に関わるコースの設置が難しい地域において、職業に関わる講演や専門教科に関する学習などについて、ICTの活用によって学びの機会の確保を図ることを示したものです。なお、こうした学びにおいて、高等教育機関等との連携も効果的であると考えています。
57	4(4) ②	学習活動の機会の確保	P14	少ない教員配置で間に合わせようとしているようにみえるが、一人ひとりの生徒への細やかな教育が行えるのであろうか。定時制では生徒のことをよく知る教員が支援することが望ましいように、子どもの数が減っているからこそ、一人ひとりに対してしっかりとした教育を行っていくべきではないか。	1	③	教職員定数は法に基づき定められていますが、今後さらに少子化が進み小規模化していく地域の高等学校では、生徒の多様な科目選択や進路実現を図っていく必要があります。定時制課程の生徒をはじめ、地域の高等学校における生徒の学習機会の確保のためには、学校間や全日制・定時制課程の間における教員の連携等も今後検討していく必要があると考えます。
58	4(5)	子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善	P15	教職員がさまざまな研修を通じてスキルや意識を向上させていくことは大切であるが、生徒への学習や資格取得への支援、部活動、校務業務など多忙の中で教職員の業務効率化を進めなければ、教職員の人材育成は進めることはできず、ひいては教員希望者の減少にもつながってしまうのではないかと。また、生徒が主体的に社会参画する姿勢を養うため、生徒会活動の活発化や、生徒会活動を通じて学校運営への参加も考えられるのではないかと。	1	②	学校における働き方改革については、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的として取り組んでいます。生徒会活動については、生徒が校内ルールや学校行事、部活動運営等に関わり、学校の自治を行うことで、社会の一員としての自覚と責任感を育成し、生徒が社会へ参画する意識を高めていきたいと考えています。



番号	該当箇所 (案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方	
59	4(5) ①	教職員の育成	P15	探笑的な学習など新しい学びへの対応やさまざまな課題を持つ生徒への対応のため、教員の資質向上は大きな課題であると感じている。研修機会を多く設けたり、自発的な研修の費用負担を軽減したり、大学院で学べるしくみを拡充したりするなど、教員の研修機会を充実してほしい。	2	②	教職員がこれからの変化の激しい時代に対応していくためには、生涯にわたって新しい知識・技能を学び続けることが大切となります。本計画においても教職員の育成に関して研修の重要性を記述するとともに、教職員研修の一層の充実を図っていきます。
60	4(5) ①	教職員の育成	P15	職業学科(特に工業科)では今後退職する職員が増加が見込まれることから、若年層の教員への技術の継承が急務であるため、研修の機会を充実してほしい。	2	③	経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があり、本計画においても教職員の育成に関して研修の重要性を記述しています。今後も教職員の研修に対するニーズを把握するとともに、OJTの活性化、外部人材や退職教職員を活用した研修講座の実施等、教職員研修の一層の充実を図っていきます。
61	4(5) ①	教職員の育成	P15	教職員の過重労働の原因の大半は部活動であり、今の状況で授業改善や生徒・保護者への細かな対応に加え自己研鑽も十分に行えと言うのは酷ではないか。部活動数の削減、外部指導員の担当時間増加、練習試合や大会数の減少を高体連等と連携して減らしていくことで教職員が部活動に関わる時間を減らしていくことが必要ではないか。	4	②	県教育委員会では、生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動がより一層有意義な活動となるための指針として「部活動ガイドライン」を制定し、部活動ガイドラインに沿った活動をするよう指導しています。また、令和3年度、高等学校では運動部活動指導員、運動部活動サポーター、中学校では部活動指導員を配置し、教員の負担軽減を図りました。本計画においても、部活動が持続可能なものとなるよう検討することとしており、その中で教職員の関わり方についても検討してまいります。
62	4(5) ①	教職員の育成	P15	「教職員の育成」の箇所に、これまでの三重県における事なかれ主義の指示や命令、パワハラ、文書の改ざんなどに対する反省やそれをふまえた改善についての記述を書き加えるべきではないか。	1	③	これまでも教職員は過去の違反事例を題材にする研修等を通じてコンプライアンス等の意識の向上を図ってきました。本計画においても、引き続き体系的な研修等を通じて、コンプライアンス等の意識の向上に努めることとしています。
63	4(5) ②	授業力の向上	P15	観点別評価の「関心・意欲」に関する評価の指標については、評価者の主観性が強く、生徒の多様な表現や行動の結果が反映されていないことから、より客観性や多様性を担保できる指標を検討する必要があるのではないか。	1	③	学習評価については、日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことが重要です。観点別学習状況の評価により、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようになることをめざします。
64	4(5) ②③	授業力の向上など	P15	教員の授業力向上や学校組織運営体制の改善について、現状を改善しないこと・進まないことの正当化や建前を言って前例踏襲ばかり行っているのが三重県の実情ではないのか。	1	④	三重県ではこれまでも経験・職種に応じた体系的な研修等を通じて教員の授業力向上等を図るとともに、校長のリーダーシップのもと、学校の組織的な運営の改善や指導力の向上を図ってきました。各学校はこれまでの取組に加え、期待される社会的役割やめざすべき学校像をふまえ、教育活動の指針としてスクール・ポリシーを策定し、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善につなげていきます。
65	4(5) ③	組織運営体制の強化による教育活動の活性化	P15	新しい知識や技術等にあわせて授業を改善していく必要があるなど教職員の業務量はさらに増えている一方で、業務量軽減については効果的な方策が実施されていない。こうした中、学校運営について、横断的な組織運営による業務の再分配など教職員間の分掌業務の見直しが必要だと感じている。	1	②	授業改善に向けた新しい技術に係る業務については、その習得に係る負担はあるものの、中長期的には授業準備の効率化につながることも期待できます。また、近年整備が進む会議、研修会のオンライン化やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の配置による負担軽減の効果も期待できることです。学校内の組織的な運営については、校長のリーダーシップのもとに改善等に取り組むことで更なる負担軽減につなげていきたいと考えています。
66	4(6)	これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化	P16	STEAM教育は多様で幅広く、学科や教科ごとにさまざまな方法で実施されるものであることから、「(1)自律した学習者を育てる学びの推進」に一律的に記述するだけでなく、「(6)これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化」にも各学科・課程ごとに記述してはどうか。	1	②	STEAM教育は多様で幅広く、さまざまな方法により実施できるもので、学校ごと、学科ごと、教科ごとの枠組みを越えた教科横断的な学びとなります。本計画での活性化の取組について、(6)では各学科・課程別で取組の方向性をまとめたものであるのに対し、(1)～(5)では各校の実態に基づき、全ての県立高等学校の学科・課程で共通した取組をまとめたものであるため、「(1)③探究活動の推進」において記述しています。

番号	該当箇所 (案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
67	4(6) ①	普通科・普通科系専門学科	P16 普通科・普通科系専門学科を「就職希望者が多い学校」、「大学等高等教育機関への進学希望者が多い学校」に区別した上で、それぞれで実施する学習の内容を記述しているが、記述されている学習内容を見ると、進学希望者が多い学校、就職希望者が多い学校のどちらにも重要な学習内容が書かれていることから、こうした区別は適切ではないのではないか。	2	②	「社会人として求められるマナーやルール」「働き方に関する知識の定着」「コミュニケーション力」「SDGs等をテーマとした課題解決型学習」「挑戦し学び続ける意欲」のいずれに関しても、すべての学校の学科・課程における生徒に必要な学習であると考えています。このことは主に「(2)②社会の一員としての自覚と責任感の育成」において記述しています。 また、県立高等学校の6割を占め、多様な進路先に分かれる普通科・普通科系専門学科について、進路別により重視する目標として分かりやすく記述しています。
68	4(6) ①	普通科・普通科系専門学科	P16 「大学等高等教育機関への進学希望者が多い学校では、・・・高い目標に向かって挑戦し学び続ける意欲を育む。」という記述があるが、「高い目標」という表現では、あたかも大学進学こそが「高い」目標であるといった進路先や個々の生徒の学力の序列化を想起させてしまう懸念があるので、記述を工夫した方がよいのではないか。	2	①	本計画に表現した「高い目標」とは生徒本人にとっての高い目標のことであり、大学進学を高い目標としていませんが、分かりやすくなるよう、「高い目標」を「自ら掲げた目標」に修正しました。
69	4(6) ①	普通科・普通科系専門学科	P17 今後設置を検討するとある「学際的な学びに重点的に取り組む学科」、「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」について、これだけの記述ではわかりにくいので、もう少し詳しい説明が必要ではないか。	1	②	「学際的な学びに重点的に取り組む学科」、および「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」についてはいずれも国の普通科改革の一つとして新しく設置が認められた学科であり、その詳細については注釈を設けて説明しています。
70	4(6) ①	普通科・普通科系専門学科	P17 紀南地域の最重要課題である農業の担い手確保に向け、地域の基幹産業である柑橘をはじめとする農業の魅力や職業として今後も十分に暮らしが成り立つことが学べるよう、当地域の高校に「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」を新設してはどうか。	1	③	普通科においても、地域や生徒のニーズをふまえながら、地域産業の魅力や課題について探究的に学ぶことは大切であると考えます。今後、地域活性化協議会等で地域の高校の学びのあり方について協議する際には、学科のあり方や教育課程等についても丁寧に協議していきたいと考えています。
71	4(6) ②	職業系専門学科	P17 職業系専門学科においては教育教材が整備され多様な体験ができるとともに就職情報も豊富である。こうした専門学科と特別支援学校の高等部が連携し、高校の生徒と特別支援学校の生徒がともに学び合う機会を設けてはどうか。そうすることで、特別支援学校の生徒の技能修得、進路開拓が進むとともに、専門学科の生徒にとっては働くことの意義や姿勢などを学ぶことができるなど、ともに将来を見据えた実践的なキャリア教育につながるのではないか。	1	③	特別支援学校高等部の生徒と職業学科の生徒がともに学ぶ機会は、これまでも農業学科での実習に高等部の生徒が参加するなど取組を行ってきました。 特別支援学校では、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進しており、今後、入学後の早い段階から職業について幅広く理解できるよう、「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」を新たに構築し、障がい者雇用を検討している企業や、職場実習等の受入れ情報を掲載します。また、新たに「キャリア学習支援員」を高等学校および特別支援学校へ配置し、職業ポータルサイトを活用した高等学校および県立特別支援学校のキャリア教育を支援するとともに、生徒が希望する就職が実現できるよう取り組んでいきます。
72	4(6) ②	職業系専門学科	P17 「社会全体のデジタルトランスフォーメーションの必要性が高まる中」とあるが、工業高校の学びの中でどこまでのことができるのかわからない。生徒の実態にあった教育を行い、生徒の進路、将来に沿った教育をしっかりと行う方がよいのではないか。	1	③	生徒の実態や、将来の進路希望に応じた教育を実現するにあたっては、社会状況も注視しながら、生徒や社会のニーズに応えるような取組が欠かせないことから、「デジタルトランスフォーメーションの必要性」について言及しています。
73	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 三重県教育ビジョンに掲げられた「教育は、子どもたちをはじめとする『学ぶ人』のためのもの」、「誰一人取り残さない」といった本県教育の基本的理念が「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」の文章からは感じ取りにくい。こうした三重県の教育の基本的理念がより強く込められた文言を付け加えるなどしてはどうか。	2	②	基本的理念は、「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」において「(3)誰一人取り残さない教育の推進」としたうえで、「4 基本的な考え方をふまえた県立高等学校活性化の取組」では取組の詳細を記述しているところです。このことをふまえ、「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」においても、「誰一人取り残さない」という考え方を、特に一つ目や三つ目の○に記述したうえで、最後の○において、「次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく」と結んでいます。
74	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の子どもの数は減り続けている中、中学校より小規模な高校へ進学した生徒たちが社会に出るために必要な資質・能力を十分に学べる環境にあるとは思えない。 子どもたちが十分に成長できる環境を高校に用意するため、また、地域を担う人材の育成や地域活性化のためにも、問題を先送りすることなく思い切った高校の統合を進め、魅力ある学校づくりを進めてほしい。	3	③	これからの時代を生きる子どもたちに必要な力を育てていくためには、生徒一人ひとりの興味・関心を高める教育に加え、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要であると考えています。今後も引き続き、地域活性化協議会等において、地域における高等学校のあり方等について、地域の方々や関係者とも丁寧に協議しながら、子どもたちの視点に立った魅力ある学校づくりを進めていきます。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
75	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 今後の生徒数の減少を考えると、志願倍率が1倍を下回る状況が続いている高校については、統合による活性化を推進してはどうか。	2	③	各地域におけるこれからの高等学校の学びと配置のあり方については、それぞれの地域の活性化協議会等地域に設置する協議体において、具体的な内容を丁寧に協議することとし、こうした検討・協議は、統合という結論ありきではなく、地域の実情に応じて丁寧に進めることとしています。
76	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 「地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議する」とあるが、小中学生を含めた子どもたちや保護者、地域の方々など多くの声を受け止めるための方策や協議の進め方を具体的に記述すべきではないか。	8	②	地域活性化協議会における協議内容や進め方は、これまでも一律とするのではなくそれぞれの地域の実情に応じて進めてきたところです。今後も、地域の中学校卒業生の減少の推移等、地域の実情や生徒のニーズをふまえたうえで、地域ごとに丁寧に協議を進めていきます。
77	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 高校はこれからの超高齢化社会や地方創生を担う人材育成の役割を担い、過疎地域など生徒が集まりにくい地域においても学びの場を提供していくことが必要である。「統合という結論ありきで協議するのではなく」とは言うものの、1学年3学級以下の小規模校の統合を推進しているように受け取れる。現行の活性化計画で学校規模に応じた活性化の方向性を示されたように、今回の計画においても1学年3学級以下の小規模校だけでなく4学級以上の高校も含めた高校全体の活性化の方針を盛り込む必要があるのではないか。	1	②	地域活性化協議会において今後の高等学校のあり方を協議する際には「各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする」としており、1学年3学級以下だけではなく、4学級以上の高等学校も含め、地域全体の高等学校の配置とあり方を検討することになります。
78	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の高等学校は、保育園や幼稚園、小学校をはじめ地域とも積極的に関わり、地域社会を形成する重要な役割の一端を担っている。今後の協議においては、統合の結論ありきではなく、複数校舎の設置やバスをはじめとする通学手段の整備、学校ごとの特色・魅力ある教育の発信など、地域の子どもの進路選択や学ぶ機会の保障に向けて地域と十分な議論を重ね、よりよい方向に進んでいくようにしてほしい。	13	②	今後、地域活性化協議会において、地域全体の高等学校のあり方について協議する際には、統合という結論ありきで協議するのではなく、交通が不便な地域の学びの機会の提供方策や分枝化・校舎制への移行なども含め、地域の実情や子どもたちニーズをふまえながら、丁寧に進めていきます。
79	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 「1学年3学級以下は統合の協議も行う」、「2年連続20人以下で募集停止」とあるが、地域の子どもの受け皿となっている高校が無くなれば、他地域の高校へ通うための通学にかかる時間や費用は大きな負担になるとともに進路の選択肢も狭まることになることから、高校統合の検討にあたっては、地域の状況をふまえながら、数字合わせの紋切り型にならないよう進めていく必要がある。	4	②	今後の地域活性化協議会での協議に際しては、統合という結論ありきで協議するのではなく、交通が不便な地域の学びの機会の提供方策や分枝化・校舎制への移行なども含め、地域の実情や子どもたちのニーズをふまえながら、地域全体の高等学校のあり方について丁寧に協議していきます。
80	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の学校がなくなれば過疎化は加速し、地域の活力は減少する。計画案にある「次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていく」ためには、地域において学ぶ環境が確保されることが必要であり、高校統合を検討していくのであれば、地域の学校や小規模校を狙い撃ちにするのではなく、地域性を重視しながら、以前の群制度の高校を統合することなどを検討すべきではないか。	3	②	今後の地域活性化協議会において、地域全体の高等学校の学びと配置のあり方について、これまでの議論も大切にしながら、生徒の学習ニーズ、地域全体の学科のバランス、地域の交通状況等も考慮に入れて丁寧に協議を進めていきます。
81	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 木本高校と紀南高校の2校しかない紀南地域においては、木本高校を進学に特化した普通科単独校、紀南高校を就職に特化した総合学科にするなどこれまでの両校のノウハウを生かした住み分けを図ったり、生徒の全国募集や40人より少ない学級定員の導入などをとおして、両校がこれまでどおり存続できる方向での取組を進めてほしい。	4	③	紀南地域活性化協議会で今後の高等学校のあり方について協議する際には、具体的な内容を丁寧に協議することとし、その際には、統合という結論ありきではなく、地域の実情や子どもたちのニーズをふまえながら進めていきます。紀南地域には2校しか高等学校を設置していないため、これまで両校が担ってきた役割を考慮に入れ、これからの地域の子どもの視点に立って、地域活性化協議会でのこれまでの議論を大切にしながら、地域全体の高等学校の学びについて検討していきます。

番号	該当箇所(案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
82	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 出生数が年々減少している中で高校の統合等は避けられないことは理解できるが、地域の中で高校が一つになってしまうと、子どもたちはどの高校へ進学するのかも、何を学ぶのかも選択できなくなってしまう。隣県の高校にも進学できるようにするとともに、統合後の高校において子どもたちが学びを選択できるように普通科や専門学科、総合学科などの学科を整備してほしい。	1	③	自宅から通学できる高等学校が限定される地域においても、生徒の学びの選択肢を確保しておくことが大切であると考えます。地域活性化協議会では、地域における学科のあり方の検討とともに、統合により通学が著しく不便となる生徒について、通学に関する協定を結んでいる隣県の情報を収集しながら、その状況を協議会でも共有し、地域における学びのあり方についての協議を丁寧に進めていきます。
83	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の方々が講師をつとめるなどユニークで先進的な取組は小規模校だからできることでもあるため、小規模校を統合しないでほしい。	1	③	現計画のもと、小規模校では地域と一体となった活性化に取り組み、地域を学びの場とした活動など教育内容の充実につながりました。今後開催する地域活性化協議会において、地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進める際には、統合についての協議も行うこととしますが、統合ありきではなく、地域の実情に応じて丁寧に協議してまいります。
84	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 伊賀地域の小規模校は、活性化取組の成果により入学志願者が募集定員を充足しており、統合の議論から外すべきである。	2	③	伊賀地域では、令和2年度末に、地域活性化協議会においてそれまでの協議内容をまとめました。今後、伊賀地域活性化協議会においては、これまでの協議会での議論も大切にしながら、志願状況等子どもたちの学習ニーズをふまえ、より多くの生徒の学びが保障できるよう、いただいたご意見も含めて丁寧に協議を進めてまいります。
85	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 引き続き活性化に取り組むとされる「他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校」について、どの高校がこれにあたるのか県民に分かりやすく示してはどうか。「県内唯一の学びの形態」という点では、中高一貫教育や地域課題解決型キャリア教育など地域と学校の協働による教育活動が実践されてきた飯南高校の学びもこれに該当すると考えられるため、今後の県立高校のあり方の協議にあたっては統合という結論ありきで進むことなく、飯南高校が引き続き活性化に取り組んでいけるようにしてもらいたい。	4	②	このことは、県内唯一の水産学科を置く水産高等学校と全寮制を生かして特色ある教育を行う昴学園高等学校の2校が該当しますが、本計画では、全体を通して個々の学校名を記述しないこととしました。現計画では、飯南高等学校をはじめ各小規模校が地域と一体となった活性化取組を推進し、教育内容が充実するとともに生徒の進路実現が図られるなどの成果が見られました。今後は、地域活性化協議会等地域に設置する協議体において、地域全体の高等学校の配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととしますが、その際には、統合という結論ありきでなく、地域の実情に応じて丁寧に進めてまいります。
86	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 今回の活性化計画には「望ましい学校規模」についての記載がない。学校の適正規模についてはあえてふれていないのかもしれないが、本県が目指す県立高校の具体的なあり方が読み取りにくくなっているのではないか。	1	③	地域における高等学校の学びと配置の具体的なあり方については、中学校卒業生数の推移や子どもたちの学習ニーズ、地域の実情などが異なるため、すべての子どもたちにとって望ましい学校規模を一律に示すことは難しいと考えます。なお、今後の地域における学校の学びと配置のあり方については、各地域活性化協議会において丁寧に協議してまいります。
87	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 これからの10年間で社会のシステムや人々の価値観も大きく変化中、現在の取組の延長線上にあるものばかりではなく、例えば、単位制にして学期ごとに転校できたり、複数校に登校できたりする制度などについて検討してはどうか。	1	③	変化の激しいこれからの時代においては、高校教育を取り巻く社会情勢も大きく変化することが予想される中で、現在の高校教育の枠組みや規則等も影響を受けることが考えられますが、単位修得のあり方など高校教育の仕組みや規則に関わる内容については、国の動向を注視していく必要があると考えています。
88	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 これから統合・新設する高校には、科目選択の自由度の高さや大学進学から就職まで幅広い進路選択に対応できる総合学科を設置することがよいのではないか。	1	③	総合学科は、幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能であり、生徒の個性を生かした主体的な学習を重視することや、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視することを特徴とする学科です。今後の地域活性化協議会等において、中学校卒業生の減少に伴う学科の改編や新設、学校の統合の協議を行う場合には、生徒の学習の選択肢の確保も重視しながら、地域の実情に応じて丁寧に進めてまいります。

番号	該当箇所 (案ページ)		次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」(案)に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
89	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 「1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行う」一方で「こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、「入学者が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとする」と記述されているが、小規模校であっても「20人」を満たし続けられれば学校を存続するということが。	1	③	本計画では、各地域の活性化協議会等地域に設置する協議体において、地域における高等学校全体の学びと配置のあり方について検討を進める中で、小規模校については統合についての協議も行うこととし、その際には、統合という結論ありきではなく、地域の実情に応じて丁寧に進めることとしています。 ここでは県内高等学校を募集停止とする基準として、入学者が2年連続して20人に満たずその後も増える見込みのない場合は募集停止とすることをお示したものです。
90	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 地域の高校の学びと配置のあり方を協議する「それぞれの地域の活性化協議会」とは、コミュニティ・スクール導入校における学校運営協議会や各学校に設置された活性化協議会を指しているのか。学校運営協議会だと年に8回程度の開催となるが、各学校の活性化協議会だと年に3-4回かつ1時間程度の開催となり、これでは協議にならないのではないか。県教育委員会においては地域の高校の具体的な活性化の協議を行うための場を積極的に設けるべきではないか。	1	③	「それぞれの地域の活性化協議会」とは、現在、伊賀・伊勢志摩・紀南地域に設置している地域活性化協議会のことを指しており、今後協議が必要となる地域に協議会がない場合には、同様の場を設けることとします。そうした協議の場においては、各地域の実情に応じて、地域全体の学びをどうするかという視点から、子どもたちにとって魅力ある県立高等学校の学びと配置のあり方について、丁寧に協議することとします。
91	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 これからの時代に求められる学びを提供していくためには教職員配置の充実が重要であることから、県としてさまざまな手立てを講じながら教職員定数を改善していくことについてもあわせて記述すべきではないか。	1	③	この項目では、これからの時代に求められる学びを提供していくため、高等学校の規模等のあり方について記述しています。学校の規模に応じて適正な教職員数を配置することについては、今後も引き続き取り組んでいきます。
92	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 「…子どもたちがこれからも安心して学び、…高校教育を進めていく」とあるが、未だ多くのいじめが発生しているなど、子どもたちは安心して学べるようにはなっていない。これからすべての子どもが安心できる学びの場となるよう、あらゆる対策を講じる必要がある。	1	②	子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員はいじめを許さない意識を持ちながら、疑いがある事案については、担任または一部の教員が抱え込むことなく、法に則り、学校組織としてしっかりと対応していきます。また、訴えがなくても、教職員は、日常の子どもたちの言葉のやりとりや態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を持ち、被害性に着目したいじめの積極的な認知、早期の対応に努めていきます。
93	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 今後の協議の場となる「それぞれの地域の活性化協議会」と、これまで開催されてきた各地域活性化推進協議会や学校別協議会等との関係性はどのようなものとなるのか。また、今後の「地域協議会」においては、特定の高校の活性化にのみフォーカスすることなく、進学校や職業高校、私立高校も含めた地域全体の学びについて協議されることを期待する。	1	③	新たに設置する協議会も含め、各地域活性化協議会では、地域全体の学びをどうするかという視点から、これまでの学校別協議会での議論をふまえながら当該地域全体の高校教育の望ましいあり方について協議するとともに、子どもたちにとって魅力ある県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めていきます。
94	5	これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方	P19 これから各地域で協議する「県立高等学校のあり方」が、高校に入学してからのビジョンにとどまらず、小中学生にとっても夢や希望の実現に向けて進路選択をしていける高校のあり方も含めたものであることがより伝わるよう、例えば最後の文章の表現について工夫した方がよいのではないか。	2	②	「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」では、「生徒の個性と能力を伸ばしつつ」、「持続可能な社会の創り手を育成すること」や「生徒一人ひとりの興味・関心を高める教育」「協働的な学び」「豊かな人間性・社会性を身につけられる環境」が大切であり、15年先を見据え、それらを実現する学校のあり方を地域全体で丁寧に協議していくことについて記述しており、項目全体で、これからの小・中学生が夢や希望を持って進路選択できるような今後の高校教育について述べたものとしています。